（準用）

第十五条　薬局開設者については、第一条第七号及び第八号、第二条（第八項から第十二項までを除く。）、第三条第一項並びに第四条から第十四条まで（第六条第十一号から第十三号まで、第六条の二、第十一条第一項第二号、第四号、第八号及び第九号並びに第二項並びに第十二条の二を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（表略）

２　製造販売業者については、第一条第七号及び第八号、第二条（第二項、第三項及び第八項から第十二項までを除く。）、第三条第一項並びに第四条から第十四条まで（第五条第一項第三号の表放射性物質による汚染の状況の項ロ、第六条第十一号から第十三号まで、第六条の二、第十一条第一項第二号、第四号、第五号及び第七号から第九号まで並びに第二項並びに第十二条の二を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（表略）

３　卸売販売業者については、第一条第七号及び第八号、第二条（第八項から第十二項までを除く。）、第三条第一項並びに第四条から第十四条まで（第六条第十一号から第十三号まで、第六条の二、第十一条第一項第二号、第四号、第八号及び第九号並びに第二項並びに第十二条の二を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（表略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、放射性医薬品の製造及び取扱規則第五条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
（略）	
放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）	（略）
（略）	
第十一条第二項の規定による帳簿の備え	
第十一条第三項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	
（略）	

改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
（略）	
放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）	第二条第七項第三号（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の保存
	第十一条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備え
	（新設）
	第十一条第二項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存
（略）	